

2023年6月5日

名古屋市会議長 成田たかゆき 様
同 議会運営委員長 北野よしはる 様

日本共産党名古屋市議員団 団長 田口 一登
名古屋元気と夢の会 代表 神 ひろし
日本維新の会名古屋市議員団 代表 大島 英勲

議会運営委員会への少数会派の参加に関する申し入れ

名古屋市議会は地方自治の二元代表制にもとづき、市民の代表として市民の声を市政へ届けるとともに、市政を厳しくチェックするなど、その役割はますます高まっています。

名古屋市議会ではこの間、名古屋市議会基本条例を制定し、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会づくりにとりくんできました。

一方で、課題も残されています。

その一つが、議会運営委員会における少数会派（いわゆる非交渉会派）の参加及び意見表明が保障されていない問題です。

議会運営委員会は地方自治法で定められているように、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項について調査を行うなど議会の運営に極めて重要な役割を担っており、市民の多様な意見を反映した公平公正で民主的な運営に努めることが求められています。

そのため、他の地方議会では、「非交渉団体から委員会に出席したい旨の申し出があるときは、委員長はその会派の代表者 1 人の出席を認めることができる」（大阪市会「市会運営委員会要綱」）、「市会運営委員会、理事会及び理事懇談会には、非交渉会派から市会運営委員長に届け出た代表者 1 人のオブザーバー参加を認める」（京都市会「申し合わせ」）などが定められています。

一方名古屋市議会の「議会運営委員会運営要綱」では、議会運営委員会の委員は、「5 人以上の所属議員を有する団体」もしくは「他会派のすべてが会派と認めるもの」から選任するとしており、少数会派（非交渉会派）の参加は保障されていません。

名古屋市議会基本条例は、「議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する」と明記しています。

名古屋市議会も、この趣旨にそって改善をすすめることが求められます。

つきましては、貴職に対し下記の事項を求めます。

記

一、所属議員 5 人未満の少数会派（非交渉会派）の議会運営委員会への出席と発言を認めること。

以上